

**類型性之引述表達
—報紙社論中的表達方式之結構與機能—**
落合由治
淡江大學日本語文學系教授

摘要

現今的研究當中，一般而言從文章結構或文法形式的角度，來考察、研究日本語學的引述居多。本論文則以具體類型的文本——報紙社論為事例研究之範例，從中選擇決定類型關鍵的「報導特性」進行分析。

分析結果顯示：報紙社論的引述表達上，出現文法論上一直以來被注目的直接（有標的）引述，同時亦出現由於類型一大特徵——報導特質所致之與文法論上引述不同的非直接（無標的）引述。兩者其實是報紙媒體上的一重要表達方式。

本論文雖是樣本分析的結果，但可以確切得知報紙社論上，「報導特性」之引述表達方式常常被使用，且成為規範文本社會類型特質的決定關鍵要素。報紙引述表達的特徵，與當今的認知有所差異。目前文法論上不被當作引述之非直接（無標的）引述，其實是常被巧妙利用的方式。且結合了文法論上的直接（有標的）引述，發揮非直接（無標的）引述之傳達機能。使得傳達動機結構上出現了一大突破。也證明此手法的確在各大報紙媒體上廣泛地被應用的事實。

關鍵字：類型 文本 報紙社論 引述 事例研究

On the quotation expression in characteristic on genre: The expression structure and its function in newspaper editorials

Ochiai Yuji

Professor, Tamkang University, Taiwan

Abstract

The research from the form on syntax and grammar of quotation in Japanese study is formerly in the mainstream. This paper has chosen for the editorial as a case study sample about a text with a concrete genre, and has analyzed quotation from a point of the "characteristic on report" which determines its genre.

As a result, the quotation expression of the editorial has direct (markedness) quotation which has made discussion issue by grammar at first. Simultaneously with it, the unmarked quotation produced by "characteristic on report" is shown in its quotation expression.

Quotation expression produced by "characteristic on report" is used abundantly at the newspaper editorial. And it is tinged with the character in which the social genre characteristic of a text is specified.

The feature of a newspaper quotation expression is at a point with much unmarked quotation expression. And another feature of it is that it is combined with grammar theory markedness quotation and unmarked quotation is used with important functions on the communication structure of some expression intentions in a text at the paper company.

Keywords: genre, text, newspaper editorial, quotation, case study

ジャンル性における引用表現 —新聞社説における表現構成とその機能—

落合由治

淡江大学日本語文学科教授

要旨

従来、日本語学での引用は構文上、文法上の形式からの検討が中心であった。本論文では、具体的なジャンルを持つテクストに関する事例研究として社説を対象として選び、そのジャンルを決める「報道性」の点から引用表現の分析をおこなった。

その結果、社説の引用表現には、文法論的引用で検討してきた直接（有標）引用と同時に、ジャンル特徴と言える「報道性」によって文法論的引用とは違うレベルで生まれる無標引用があり、新聞テクストでの重要表現となっている。サンプル調査ではあるが、新聞の社説には「報道性」によって生まれる引用表現が多用され、しかもそれはテクストの社会的ジャンル特性を規定する性格を帶びていることが分かった。新聞の引用表現の特徴は、従来の文法論では引用とは見なしえない無標引用表現が多出している点にある。そして、同時に文法論的有標引用と結合されて、無標引用がテクストでの表現意図の伝達構造上、重要な機能を持って各新聞社で用いられていると考えられる。

キーワード：ジャンル テクスト 社説 引用 事例研究

airiti

ジャンル性における引用表現 —新聞社説における表現構成とその機能—

落合由治

淡江大学日本語文学科教授

1. はじめに

日本語教育では教育現場で、メディア由来の各種テクスト（読解や日本事情の資料としての新聞、雑誌の記事、会話や文化紹介のためのテレビ番組、映画やドラマ、インターネット資料、各種のコンテンツなどの総体、以下メディア・テクスト）を生教材に使うことが多い。今までの学界では、こうしたメディア・テクストのジャンルを捨象して文型論や文法論の視点で一般化した言語面の表現形式を考察の対象としてきたため、こうした社会的に具体的なテクスト・ジャンルを日本語学や日本語教育の研究対象とすると、それらは日本語学や日本語教育の領域の研究ではなく、新聞学、メディア論、広告学などの領域であると評されることも少なくなかった¹。言語・非言語の多様な要素が複合しているメディア・テクストの具体的表現ジャンルの構成とその中の各種表現の機能について、今まで十分な考察が進んできたとは言いがたい²。

しかし、日本語学会（2012）は、「特集 2010 年・2011 年における日本語学界の展望」を出して、この 2 年あまりの日本語学関係の研究動向を紹介し、こうした従来の見方と異なる傾向の進展を提示している。「総説」を担当した野田尚史（2012）は、(1) 日本語研究の成熟、(2) 言語構造重視から言語運用重視へ、(3) 中心的な現象の分

¹ 一般化した言語面の表現形式を考察の対象とする文法概念の再検討について、近年、特に品詞分類の面から様々な見直しが進んでいる。一例として、『国文学：解釈と鑑賞』（2008）「みなおされる文法論（特集=日本語文法の現在）」『国文学：解釈と鑑賞』73-1P14-61。

² 一例として、国立国語研究所（2013）「日本語研究・日本語教育文献データベース」でみると今回、対象にする新聞「社説」に関する文献は 32 件あるが、1970 年代までは文章ジャンルへの言及が若干見られるもの、1980 年代以降は、いずれも語彙や文型を取り上げるか、あるいは、マスメディア研究の内容分析をしているだけで、新聞という表現ジャンルでの各種の表現の機能は考察対象になっていない。

析から周辺的な現象の分析へ、(4)コーパスの整備、(5)単一的な研究方法から複合的な研究方法へ、(6)研究成果の電子化の進展を挙げ、動向をまとめている。その中で特に注目されるのは、「(2)言語構造重視から言語運用重視へ」について、「運用を重視する分野の研究」「運用に関する分析の増加」を指摘し、「談話や言語行動、コミュニケーション」など言語の運用を重視する分野の研究の伸びが大きい」と述べている点である。同時に、こうした言語テクスト、言語ジャンルでは複数のジャンルが重複していることが少なくなく、「(5)単一的な研究方法から複合的な研究方法へ」という動きが連動しているとしている³。これは、まさに具体的な表現ジャンルでの言語の主体と場面を言語研究に取り入れた通時的共時的研究が進み始めていることに他ならず、既成の研究領域のマルチ・ジャンル化、マス・コラボレーション化と言えよう⁴。

新聞やテレビ番組など、社会的ジャンルの決まったメディア・テクストを研究対象とすることは、実用性応用性も高く、表現の具体的運用の研究として日本語学の課題であろう。同時にそれは、日本語学習者に日本語の社会的運用を伝える日本語教育の課題でもある⁵。なぜなら、そこには表現の運用面で多くの日本語学のあるいは日本語教育学的課題が存在し、具体的ジャンルを持たない作例では見出せない用法を見出すことができ、教育の現場や内容への応用にも有益だからである⁶。メディア・テクスト理解は、現代的文明の典型

³ 野田尚史（2012）「総説」「特集 2010 年・2011 年における日本語学界の展望」『日本語学』8-3P1-4 参照。

⁴ ジャンル性と文法性を複合的に捉えようとする研究は途についたばかりの状態である。近年の先端的研究の一つとして、具体的な文章中の語彙の文章的機能を考察した山崎誠・内山清子・江田すみれ・小森理・清水まさ子・高崎みどり・馬場俊臣・馬場康維・村田年（2013）『テキストにおける語彙の分布と文章構造成果報告書』国立国語研究所を参照。

⁵ 一例として、各国の留学生が集まる立命館大学での日本語上級学習者のメディア・テクスト利用を調査した深山道助（2011）「APU 日本語上級学習者に対するメディア利用に関する意識調査報告」『Polyglossia』20 アジア太平洋立命館大学研究センターP105-116によれば、最もよく利用しているのはサブカルチャーに関わるコンテンツであるが、日本語能力が高まるにつれて社説や論説記事などのメディア・テクストの利用が高まっている。

⁶ メディア・テクストの読者・視聴者への影響はメディア・リテラシーの問題として欧米の教育現場で取り上げられている。近年では、欧米ばかりでなく日本の教育現場でも

とも言える多様な言語・非言語の表現方法の用法の研究と言えよう。

さらに、もう一つの重要性は、こうしたメディア・テクストには一般化された言語・非言語表現だけが存在しているわけではなく、社会的に特定の文脈の中で機能するジャンル性の中で制作され、受容されているという社会的行為性が伴っている点である。具体的なメディア・テクストに関するジャンル性の視点からの表現の考察は、日本語の分野では、まだ研究の途についたばかりであるが、泉子・K・メイナード(2008)はジャンルについて以下のように定義している。

従来のジャンルという枠組みを広げて、「意味を創造する人間行為に典型的に観察できる一定の表現形式によって支えられたある主の談話タイプ」とする。表現様式とは、語彙、文法、談話構造、表現のパターンやスタイル、広くはビジュアル記号も含む。また、ここで言う談話には、バーバル記号としての言語もノンバーバルの表現も、さらにビジュアル記号も含めたコミュニケーション行為が含まれる。⁷

メディア・テクストの表現を問題にする場合は、「コミュニケーション行為」として言語・非言語の表現全体を捉える必要がある。その点で、「コミュニケーション行為」の学である日本語教育の中心的課題に重なっていると言える。社会的な「コミュニケーション行為」としてジャンル性の概念を表現の理解に取り入れることにより、具体的運用としての言語習得の新しい可能性も開かれるであろう。

そこで、本論文では、メディア・テクストのひとつ新聞記事の中から、日本語教育で読解や日本事情、あるいは日本社会文化の教材とされることの多い論説記事の代表として「社説」⁸を取り上げ、ジ

メディア・リテラシーの導入が進んでいる。一例として、近年の研究動向をまとめた中橋雄（2005）「メディア・リテラシー研究の動向と課題」『福山大学人間文化学部紀要』5P 129-14 参照。

⁷ 泉子・K・メイナード（2008）『マルチジャンル談話論—間ジャンル性と意味の創造』くろしお出版 P2

⁸ 一例として、（財）国際交流基金（2009）「新聞・雑誌から見る現代日本」<http://www.jpf.go.jp/j/japanese/survey/tsushin/newspaper/backnumber.html>（2013年7月31日閲覧）として、新聞雑誌記事を利用した読解と日本事情教材のモデルを提案している。ニュース性の高い報道記事と並んで新聞社の見解を伝える社説や論説記事が多数、利用され、日本語教育の重要な教材である。

ヤンル性の視点から引用表現を中心に考察してみる。発行部数の最も多い全国紙「読売新聞」(以下、『読売』)「朝日新聞」(以下、『朝日』)「毎日新聞」(以下、『毎日』)3紙を取り上げ、社会的コンテクストのたどりやすい2012年10月6日の新聞社説を例に、引用表現の点から日本語教育の現場で普通に利用されている論説記事のテクスト論的特徴について検討する。

<1>社説の引用表現の特徴

社説の引用表現は、日本語文法で扱われてきた引用とは異質な面が多く見られる。サンプルに取り上げた『読売』『朝日』『毎日』の2012年10月6日の社説各2本の中で、新聞記事のようなジャンルの特徴である「報道性」を基準にして引用表現を整理する。

<2>社説ジャンルのテクストでの引用の用法

日本語文法での引用の概念と比較して、新聞記事というテクスト・ジャンルがそのジャンル特性としてどのような引用の構造を持っているかを考察する。

以上の視点から引用をキーワードとして、3紙のサンプルにより日本語新聞メディアのテクスト論的特徴を浮かび上がらせたい。

2. 引用に関する研究の動向

引用に関する研究は、日本語学の分野での従来の位置付けとは異なり、社会的な様々の表現ジャンルに関係した現代的課題である。

2.1 社会的ジャンルとしての引用の広がり

まず、現代社会での引用は、表現物の知的所有権に関わる基本概念として法的拘束と利用制限を受けている。こうした分野での引用は、社会的に公開された著作物について、法律と判例で決められた一定の場合にのみ著作権を制限して著作物を自由に利用することができる方法と制限を指している⁹。研究分野では、日本語表現の引用

⁹ 日本では(公社)著作権情報センターが、著作権に関する具体的な社会的運用や適用について広報宣伝を行っている <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html> (2013年7月25日閲覧)。現在ではメディアコンテンツは画像や映像を伴っており、こうしたマルチジャンルの表現物の著作権における引用の概念は論争の焦点

に関して科学技術情報流通技術基準（SIST）が引用方法を規定している。一般的には、公開著作物の引用の必然性（公正慣行との合致）、区分の明確性（引用文の明確な区別）、本文と引用部分の主従関係の明確性（引用量の正当範囲）、出典明示が条件である¹⁰。

これを明示的引用と呼ぶとすれば、引用の問題は、より複雑な問題を持っている。表現物間の引用関係は、言語形式で明示的な場合のみでなく、形式的には非明示の場合が多い。言語表現についてフランス構造主義のロラン・バルトが提起した「引用の織物」としてのテクストの概念は端的にそれを示している。

テクストとは多次元の空間であって、そこではさまざまなエクリチュールが、結びつき、異議をとなえあい、そのどれもが起源となることはない。テクストとは、無数にある文化の中心からやってきた引用の織物である。¹¹

こうした物語のテクストは、歴史的・社会文化的背景を持つ無数の記号的意味の複合体であり、同時に作者、テクスト、読者というコミュニケーションの相互作用から生まれる、明示的・非明示的引用関係である。従来、こうした形式的には非明示的な分野は、主に文学研究で課題にされてきた¹²が、現在、様々な著作物が言語・非言語の多様なジャンル性に分化するにつれ、法的にも明示的・非明示的引用の問題は次第に解決困難な課題になりつつある¹³。

になっている。一例として、漫画の引用に関しては、幸森軍也（2011）「マンガ画像の引用に関する著作権法的考察」『専修国文』89, P45-63を参照。学術界での引用規定の実態については、藤田節子（2006）「国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析：参照文献の記述、著作権を中心として（I）（II）」『情報管理』48-10, 11P667-676参照。

¹⁰ 科学技術情報流通技術基準（2011）「SIST 科学技術情報流通技術基準」

http://sti.jst.go.jp/sist/d_download/index.html 参照（2013年7月25日閲覧）

¹¹ ロラン・バルト／花輪光訳（1979/1998）『物語の構造分析』みすず書房 P85。これは、ジュリア・クリステヴァ／原田邦夫訳（1983）『記号の解体学—セメイオチケ1』せりか書房で述べられた、間テクスト性の概念が元になっている。これは、読者がテクストの意味を別のテクストと関係させて理解させていく関係である。

¹² 一例として、文学の視点から漫画に見られる様々な先行テクストの引用を考察している山田利博（2000）「文学としてのマンガ(5)：「引用」について」『宮崎大学教育文化学部紀要-人文科学』3P61-69 参照。

¹³ 現在では、非常に多くの表現分野で著作権裁判が生じている。以前から存在している言語表現部分ばかりではなく、非常に技術が発達している非言語情報の引用を巡って様々な問題が生じている。一例として、企業法務の分野では、視覚的情報の引用に関する「平成22年（ネ）第10052号損害賠償請求控訴事件」

2.2 日本語学における引用

一方、日本語学は、形式が明確な明示的引用を中心に非明示的引用との境界を問題として扱い、引用と話法の形式を主な考察対象としてきた。近年の日本語学での引用研究は、1980年代から鎌田修、藤田保幸、砂川有里子等の論により、主に構文上または文法上および話法との関係の中での引用形式の範囲認定を巡って展開されてきた¹⁴。現在でも論者の間で論争が続いているが、松木正恵（2001）、松木正恵（2002）が近年の主な「引用」に関する諸学説の要点を整理している¹⁵。しかし、これら日本語学での考察は、基本的に作例あるいは原テクストを捨象した文単位の考察が中心で、引用が置かれた原テクストのジャンル性やコミュニケーション的機能は話者の存在などの間接的指摘に留まり、十分に考察されてこなかった。

先に述べたように、社会的ジャンルとして引用が機能している場合、引用は明示的非明示的に多様な方法で成り立つ表現として独自のコミュニケーション機能を持っており、その多様性は新聞やテレビ番組などのメディア・テクストにも妥当する。メディア・テクストの批判的ディスコース分析において、ノーマン・フェアクラフ（2003／2012）は、ジャンル性の交錯をキーワードにテクスト間の引用関係とその社会的意味を考察している¹⁶。泉子・K・マイナード（2008）は、こうした多様な引用からなる点をマルチ・ジャンルのテクストの特徴と捉え、引用を重要キーワードの一つにして、会

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014105317.pdf> (2013年7月31日閲覧) 参照。

¹⁴ 現在、主流となっている考え方として、間接話法と直接話法の点から日本語の引用を考察している鎌田修（2000）『日本語の引用』ひつじ書房、構文上の文法形式を重視する立場での藤田保幸（2000）『国語引用構文の研究』和泉書院、談話的視点で話法の概念から引用を考察している砂川有里子（1987）「引用文の構造と機能：引用文の3つの類型について」『文藝言語研究. 言語篇』13P73-91、同（1988）「引用文の構造と機能(その2)：引用句と名詞句をめぐって」『文藝言語研究. 言語篇』14P75-91

¹⁵ 松木正恵（2001）「引用と話法に関する覚書」『早稲田大学大学院文学研究科紀要第3分冊』47, P65-76 および松木正恵（2002）「新たな「話法」観を求めて」『国語学研究と資料』25, P26-41 を参照。

¹⁶ ノーマン・フェアクラフ・日本メディア英語学会メディア英語談話分析研究分科会（2003／2012）『ディスコースを分析する—社会研究のためのテクスト分析』くろしお出版 P48-63 参照。

話の文型での引用、テクスト間での引用を考察している¹⁷。

本論文では、ノーマン・フェアクラフ（2003／2012）、泉子・K・メイナード（2008）が考察している、具体的な社会的ジャンルを持つテクストでの引用を考察対象とし、その社会的ジャンル中で引用が機能しているメディア・テクストの代表として新聞社説を取り上げ、ジャンル的機能の面から引用を考察することにする。

3. 新聞社説の引用表現

以下では、ノーマン・フェアクラフ（2003／2012）、泉子・K・メイナード（2008）が用いている事例研究¹⁸の方法を用いて、サンプルとして『読売』『朝日』『毎日』の2012年10月6日の社説について各2本計6本の中で、引用にあたる部分を見ていく。ここでは、新聞記事の社会的ジャンルとしての特徴である「報道性」¹⁹に関わる内容をすべて引用として扱う。つまり新聞社の外に生じている社会的事件、争点、動態、問題、紛争などについて、記事がそれを報道すべき「事実」や「事件」として言語化している部分を引用表現と定義する。

2.1 『読売』『朝日』『毎日』社説サンプルの引用表現

まず、『読売』『朝日』『毎日』の6本の社説について、「報道性」という社説のジャンル性から引用表現に当たる部分を見ていく。

¹⁷ 泉子・K・メイナード（2008）『マルチジャンル談話論—間ジャンル性と意味の創造』くろしお出版の第3, 4, 8章参照。

¹⁸ メディア・テクストでの分析の有効事例として同注16、17の分析例を参照。言語・非言語表現からなるマルチ・ジャンル的領域での事例研究の有効性は、多くの分野で強調されている。一例として、対人的交渉を扱う領域での有効性を論じている渡邊誠（2013）「臨床心理学における事例研究の役割に関する考察」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』118P225-234 参照。

¹⁹ 日本の印刷放送メディアの倫理綱領では「客観報道」がメディアの任務と規定されている。一般社団法人・日本新聞協会（2000）「新聞倫理綱領」は「正確と公正：新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されなければならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである」と述べている。日本民間放送連盟・日本放送協会（1996）「放送倫理基本綱領」は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる」としている。ここでは、新聞や放送などのメディア・テクストの第一のジャンル特性として、こうした規定に述べられた「報道性」を考える。

表1『読売』『朝日』『毎日』サンプル社説の引用表現該当部分

(注1) 下太線部分は、引用表現に該当すると判定される部分。

(注2) 引用標識：N/Aは、文法的には引用の形式を持っていないが、ある日の社説という具体的なテクストにその表現が置かれていないければ、その時空での具体的な社会的事実や事件を指すものとして理解できない、ある時空での固有的意味をもった表現

(注3) 引用標識：直接は、形式上の引用の特徴が明示されている表現／枠囲いは該当部分

番号	記事	説明	引用標識
① 2012 1006 Y01	<p>1 <u>女性宮家案</u> 皇室活動の安定へ議論深めよ（10月6日付・読売社説）</p> <p>2 <u>皇室活動の安定性を確保するために、方向性を打ち出したことは一定の前進である。</u></p> <p>3 <u>政府は有識者のヒアリングを踏まえ、皇室制度に関する論点整理を公表した。</u> 4 <u>女性皇族が一般男性と結婚した後も皇室に残ることを可能とする女性宮家創設案について、「検討を進めるべきである」と明記した。</u></p> <p>妥当な内容だろう。5 <u>財政支出を抑制する観点から、結婚後も皇室にとどまることが出来る女性皇族を天皇の子・孫である内親王に限定した点も理解出来る。</u></p> <p>6 <u>現在の皇室は、天皇陛下と21人の皇族で構成されている。</u> 7 <u>幼少の男性皇族は、秋篠宮ご夫妻の長男、悠仁さま一人だけだ。</u></p> <p>8 <u>皇室典範は、女性皇族が皇族以外の男性と結婚される場合は皇族の身分を離れる</u>と定めている。</p> <p>9 <u>論点整理は、「女性皇族が、婚姻を機に皇籍を離脱することで、皇族数が減少し、皇室のご活動を維持することが困難になる事態」に強い危機感を示している。</u></p> <p>10 <u>未婚の女性皇族8人のうち秋篠宮ご夫妻の長女、眞子さまをはじめ6人が既に成人された。</u></p> <p>女性皇族の結婚後の身分をめぐる議論が長期化すれば、眞子さまらのご結婚にも深刻な影響を及ぼしかねない。</p> <p>政府が、本人の意思を尊重することを前提に女性宮家創設の検討を急ぐのは当然と言える。</p> <p>11 <u>政府は男系男子による皇位継承を定めた皇室典範</u> 1条は改めないことを、今回の議論の大前提とした。皇位継承問題に踏み込まなかったのも、議論の進展が最優先と考えたからだろう。</p> <p>12 <u>女性皇族が結婚後も皇室にとどまって宮家を創設した場合も問題はある。</u> 13 <u>その夫や子供に対し皇族の身分を付与すべきかどうかといった点だ。</u> 14 <u>これについても両論併記にとどめている。</u></p> <p>15 <u>ヒアリングでは、女性宮家創設への強い反対もあつた。</u> 16 <u>将来の女系天皇誕生につながる恐れがあり、皇室</u></p>	<p>1. 政府の実施したヒアリングの答え</p> <p>2. 皇室関係ヒアリングの実施結果</p> <p>3. 4. 皇室制度に対する政府のヒアリング結果の発表。</p> <p>5. 答申の内容</p> <p>6. 7. 皇室の現状</p> <p>8. 皇室典範の規定</p> <p>9. 論点整理のポイント</p> <p>10. 女性皇族の現状</p> <p>11. 政府の既定方針</p> <p>12. 13. 14. 論点整理の問題点</p> <p>15. 16. 直接出典のないヒアリングの事実経過</p>	<p>1N/A</p> <p>2N/A</p> <p>3N/A</p> <p>4 直接</p> <p>5N/A</p> <p>6N/A</p> <p>7N/A</p> <p>8 直接</p> <p>9 直接</p> <p>10N/A</p> <p>11N/A</p> <p>12N/A</p> <p>13N/A</p> <p>14N/A</p> <p>15N/A</p> <p>16N/A</p>

	<p>の伝統を破壊するとの批判も一部の識者から出された。</p> <p>17 こうした議論を踏まえ、論点整理では、女性宮家を創設した場合でも一代限りとした。</p> <p>さらに、18 女性皇族は結婚して皇族の身分を離れても、国家公務員として皇室活動を支援するという案も示している。</p> <p>ただ、これでは皇族の減少に歯止めをかけることは出来まい。</p> <p>19 政府は今後、国民から広く意見を募るという。皇室典範改正に向けた議論を、さらに継続していく必要がある。</p>	<p>17, 論点整理の規定</p> <p>18, 論点整理の規定</p> <p>19. 政府の今後の方針</p>	<p>17 直接</p> <p>18N/A</p> <p>19 直接</p>
(2) 2012 1006 Y02	<p>1 秋の臨時国会 先送りは政権の責任放棄だ（10月6日付・読売社説）</p> <p>2 民主、自民、公明3党の党首会談と秋の臨時国会が先送りされるような動きが強まってきた。</p> <p>3 野田首相が掲げる「決断する政治」に、明らかに逆行している。</p> <p>4 自民党の安倍総裁と公明党の山口代表が会談し、「近いうち」の衆院解散・総選挙という首相の約束に基づき、「年内の解散」を要求する方針で一致した。5 山口氏は12月9日投開票が「常識的なリミット（期限）」と指摘した。</p> <p>6 両氏は、赤字国債発行を可能にする特例公債法案の成立への「解決策」を首相が3党首会談で示すよう求めることも確認した。</p> <p>7 「近いうち」の解散は、社会保障と税の一体改革に関する民自公3党合意に含まれる。自公両党が履行を求めるのは理解できる。</p> <p>ただ、8 特例公債法案成立が遅れれば、政府予算の執行抑制により地方財政や国民生活に一層の悪影響を及ぼす。野党は、解散を法案成立の条件にすべきではない。</p> <p>無論、より問題が大きいのは政府・民主党の対応である。</p> <p>そもそも9「一体改革の3党合意を再確認したい」と3党首会談を言い出したのは、野田首相だ。安倍氏の総裁選出後、既に1週間以上になるのに、会談の打診さえしていないのは、政権党の自覚を欠いているのではないか。</p> <p>10 民主党は代表選後も離党の動きが収まらない。11あと8人が離党すれば与党全体でも衆院の過半数を割る。12 自公両党との合意もなしで臨時国会を開けば、内閣不信任決議案を否決できず、解散に追い込まれかねないとの懸念がある。</p> <p>13 田中法相が代表を務める党総支部が、在日台湾人の経営する会社から政治献金を受けていたことも政権への新たな打撃となつた。</p> <p>14 民主党では、菅前首相や前原国家戦略相にも外国人</p>	<p>1. 2012年秋の民主党政権の臨時国会開催問題</p> <p>2. 民主党政権の党首会談と臨時国会開催問題</p> <p>3. 野田政権のスローガン</p> <p>4. 5. 安倍総裁と山口代表の2012年秋の会談内容。</p> <p>6. 安倍総裁と山口代表の2012年秋の会談内容。</p> <p>7. 三党合意の内容</p> <p>8. 2012年度予算赤字国債発行法案</p> <p>9. 野田首相の談話</p> <p>10. 11. 12. 民主党の現状</p> <p>13. 田中法務大臣の献金問題</p> <p>14. 15. 民主党の献金問</p>	<p>1N/A</p> <p>2N/A</p> <p>3 直接</p> <p>4 直接</p> <p>5 直接</p> <p>6 直接</p> <p>7 直接</p> <p>8N/A</p> <p>9 直接</p> <p>10N/A</p> <p>11N/A</p> <p>12 直接</p> <p>13N/A</p> <p>14N/A</p>

	<p><u>献金が発覚している</u>。同様の問題がないか、15 <u>事前に十分確認することなく、田中氏を入閣させたこと</u>自体、党の統治能力に疑問符が付く。</p> <p>こうした問題などを追及されることを恐れて、国会を開かないというなら、本末転倒である。</p> <p>16 <u>特例公債法案や衆院選の「1票の格差」</u>是正は、もはや先送りができない。早急に臨時国会を開き、優先的に処理すべきだ。</p> <p>17 <u>野田政権が国会召集を先延ばしする一方で、赤字国債が発行できない責任を野党に押しつけ、「違憲状態」では解散できない</u>と主張するのは、許されない。</p> <p>政策に取り組まず、解散を遅らせることを目標とするような政権は、存在意義が問われる。</p>	題	15N/A
③ 2012 1006 A01	<p><u>1党首会談—首相、逃げてはダメだ</u> (10月6日付・朝日社説)</p> <p>政治は、野田政権の延命や、民主党の離党者防止のためにあるのではない。</p> <p><u>2自民党的新総裁が決まってから1週間あまり。3公明党をまじえた3党の党首会談がなかなか開かれない。</u></p> <p>野田首相をはじめ、民主党の逃げ腰のせいで。</p> <p>党首会談を開けば、4 <u>自公両党から「近いうち」の衆院解散の約束を果たすよう迫られる</u>。その結果、次の臨時国会での解散が現実味を帯びれば、さらなる離党者が出かねない。</p> <p><u>5折しも、田中慶秋法相に外国人からの違法献金問題が発覚した。6自民党は臨時国会で厳しく追及する構えだ。</u></p> <p><u>7「そんな臨時国会なら開く必要はない」。8民主党にはそんな声すらある。</u></p> <p>だが、それは通らない。</p> <p><u>9先の国会で赤字国債発行法案が廃案になった結果、9月から5兆円の予算の執行が抑制されている。10地方交付税の支給延期などの異常事態は、すみやかに正す必要がある。</u></p> <p>そのために、首相が選ぶべき道はひとつしかない。</p> <p>ただちに党首会談を呼びかけ、譲るべきは譲って3党の協力態勢を改めて確認する。そして早期の臨時国会で懸案を片付けることだ。</p> <p>動かない首相に、自公両党は不信を募らせている。解散を恐れ、逃げ回るばかりなら、11「<u>決められない政治</u>」に逆戻りすることは目に見えている。</p> <p>やるべきことは山積みだ。</p> <p><u>12最高裁に違憲状態と断じられた衆院の「一票の格差」を是正する</u>。そのために13「<u>0増5減</u>」の自民党案を成立させる。</p> <p><u>143党で合意した社会保障をめぐる国民会議を設置する。</u></p>	<p>16. 2012年の政治課題</p> <p>17. 野田政権のコメント</p>	<p>16 直接</p> <p>17 直接</p>
	<p>1. 党首会談をめぐる2012年9月からの動き</p> <p>2. 3. 党首会談をめぐる2012年9月の動き</p> <p>4. 三党合意の内容</p> <p>5. 6. 田中法務大臣献金問題</p> <p>7. 8. 民主党首脳部の反応</p> <p>9. 10. 予算の執行停止</p> <p>11. 日本の政治への批判</p> <p>12. 13. 国会の懸案事項</p> <p>14. 国会の懸案事項</p>	<p>1N/A</p> <p>2N/A 3N/A</p> <p>4直接</p> <p>5N/A 6N/A</p> <p>7直接 8N/A</p> <p>9N/A 10N/A</p> <p>11直接</p> <p>12直接 13直接</p> <p>14N/A</p>	

	<p>15 原子力規制委員の人事を国会で承認する。 とりわけ重要なのは、16 衆参で多数派が異なっても合意形成ができる国会のルールづくりだ。</p> <p>17 赤字国債発行法案は、予算と一体で成立させる。18 国会同意人事は衆院の議決を優先する。</p> <p>次の総選挙の前に、与野党がこうしたルールをしっかりと確認しておくことは、政治を前に進めるために欠かせない。</p> <p>政権交代をへて、多くの議員が与党を経験し、国会運営の厳しさを学んだ。新たなルールづくりの重要性は与野党とも共有できるはずだ。</p> <p>首相に問いたい。</p> <p>野党と正面から向き合い、一体改革をまとめたときの熱意と粘りはどこへ消えたのか。</p> <p>ヤドカリが貝殻に隠れるように、身をすくませるだけでは政権党の名が泣く。</p>	<p>15. 国会の懸案事項 16. 出典不詳の意見 17. 18 出典不詳の意見</p>	<p>15N/A 16N/A 17N/A 18N/A</p>
(4) 2012 1006 A02	<p>1 復興予算一国会主導で検証せよ (10月6日付・朝日社説)</p> <p>2 東日本大震災の復興予算に、被災地とは直接関係のない事業が数多く含まれている。</p> <p>3 批判の高まりに、政府は関連予算を調べる姿勢を示し始めたが、役所任せにはできない。</p> <p>4 自民党は、国会が閉会中でも衆議院の決算行政監視委員会を開いて審議する構えだ。民主党はこれに応じ、国会主導で検証すべきである。</p> <p>5 復興予算は昨年度の第3次補正予算で本格化し、今年度から復興特別会計で管理している。</p> <p>6 被災地でののがれき処理や原発事故に伴う除染、壊れた社会基盤や産業の復旧・復興が中心だが、問題はその「周辺」だ。</p> <p>大きく分けて二つある。</p> <p>まず、復興との関係がこじつけとしか思えない事業だ。</p> <p>たとえば、7 農林水産省は反捕鯨団体「シー・シェパード」への対策費(5億円)を支出した。8 調査捕鯨が妨げられると鯨肉が手に入らず、被災した宮城県石巻市周辺の缶詰工場などの再興が滞る、との理屈だ。9 国内に大量にある鯨肉の在庫をいかせないのでだろうか。</p> <p>首をかしげたくなる予算は、他の省庁にも少なぬまい。</p> <p>もう一つは、全国を対象とした事業である。10 具体的には、防災対策費と、産業の空洞化を防ぐための立地補助金だ。</p> <p>11 政府は昨夏に決めた復興基本方針で「大震災を教訓に全国的に必要性が高い防災・減災の施策を行う」「日本経済の再生なくして被災地域の復興はない」として、これらの補助金を認めている。</p>	<p>1. 2012年度復興予算問題 2. 2012年度復興予算問題 3. 2012年9月のNH番組に対する政府の反応 4. 復興予算への自民党の反応 5. 復興予算の概況 6. 復興予算の概況 7. 8. 農林省の支出 9. 日本国内の鯨肉在庫急増 10. 補助金の不正支出 11. 補助金の不正支出</p>	<p>1N/A 2N/A 3N/A 4N/A 5N/A 6N/A 7直接 8直接 9N/A 10N/A 11直接</p>

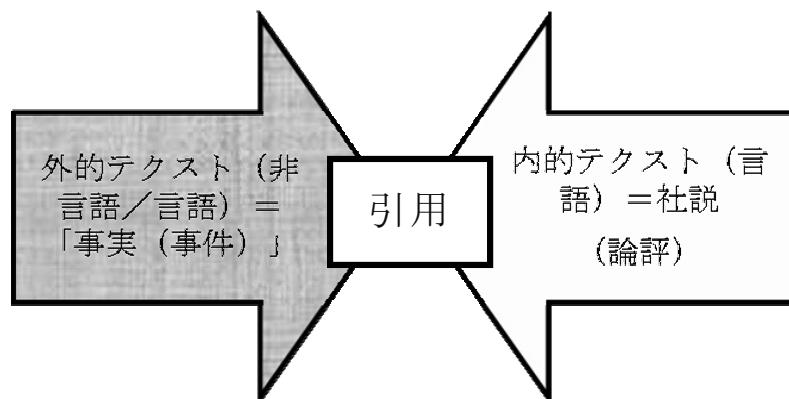
	<p>12 学校や役所の耐震化、道路補強などの全国防災事業は今年度当初予算分を含めて1兆円を超える、企業への立地補助金は約3千億円にのぼる。</p> <p>防災対策は大切だ。円高などに直面する企業への支援も必要だろう。</p> <p>だが、その一方で、13 被災地での予算執行が目詰まりを起こしている例がみられる。被災地で必要な資金が不足し、他の地域の事業が着々と進むのでは本末転倒だ。</p> <p>被災地からみて条件が厳しすぎたり、手続きが複雑だったりしないか。資金が不足する分野に予算を優先的に回す工夫を含め、改善を急ぐ必要がある。</p> <p>14 復興予算は、最終的には所得・住民税などの復興増税を中心にまかなる。15 赤字国債の発行を伴わず、毎年度の一般会計予算とは違って、厳しい上限は設けられていない。このことが放漫な予算計上につながった。</p> <p>復興予算の検証作業を通じ、予算編成のあり方そのものも見直していかねばならない。</p>	<p>12. 補助金の不正支出 13N/A</p> <p>13. 内容不明の被災地予算執行状況の問題 13N/A</p> <p>14. 15. 出典不明の復興予算の性格 14N/A 15N/A</p>	
⑤ 2012 1006 M01	<p>1 社説: 視点・本土と沖縄 内なる歴史問題=小松浩(10月6日付・毎日社説)</p> <p>2 米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)に移動した海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが、地域住民の不安をよそに訓練飛行を続けている。</p> <p>配備されてしまえば反発はいずれ収まる」と政府はタカをくくっているかもしれないが、逆ではないか。3 配備反対の声を無視された沖縄では日本という国そのものへの不信が広がりつつある。その怒りの意味を認識しなければ、本土と沖縄の溝はこの先もっと深まるだろう。</p> <p>4 ついに配備が始まらうだという先月末、地元紙・琉球新報の社説は「沖縄は植民地ではない」と見出しに掲げた。5 沖縄では「配備の日程を変えず強行したのは沖縄に無力感や諦念を与える狙いがある。6 植民地統治の基本みたいなものではないか」との見方もあるという。</p> <p>7 同じころ、那覇市で開かれたマスコミ倫理懇談会全国協議会の全国大会で講演した8 7歳の大田昌秀元沖縄県知事は「あの戦争で沖縄は本土を守るために捨て石にされた。沖縄は他人の目的を達成する道具だった。モノ扱いがこれ以上続くなら独立論も出てくる」と訴えた。</p> <p>8 かつて独立王国だった琉球を強制廃止し近代日本に編入した明治の琉球処分、10万人近い民間人死者を出した太平洋戦争末期の地上戦、沖縄を本土から切り離した戦後のサンフランシスコ体制、米軍基地を集中させる結果になった72年の本土復帰。誇りを傷つけられ、多くの血の犠牲を払いながらも、本土の安全のため負担を引き受けってきた歴史のうずきが今、沖縄の人々の心を揺</p>	<p>1. 沖縄と本土との関係 2. オスプレイ配備問題 3. 根拠の不明な沖縄の意見の紹介 4. 5. 6. 琉球新報の意見 7. 沖縄独立論の発言 8. 出典不明の歴史記述 4 直接 5 直接 6 直接 7 直接 8N/A</p>	<p>1N/A 2N/A 3N/A 4 直接 5 直接 6 直接 7 直接 8N/A</p>

	<p>さぶっている。</p> <p>本土に住む私たちは植民地や独立という言葉に驚く。ただ、そこまで強く言わなければ本土にはわからない、との思いがあるのだろう。<u>9 鳩山由紀夫元首相の「普天間県外・国外移設」発言と挫折で噴き出した沖縄のアイデンティティーの主張は、もはや不可逆的な流れだ。</u></p> <p>問われているのはオスプレイ配備の是非ではなく、沖縄の歴史と現実にどう向き合うかということである。日本と中国、韓国との間には歴史認識問題があるが、本土側の琉球・沖縄史への理解もまだまだ足りない。沖縄の重い負担を減らすためにも、この<u>10「内なる歴史問題」</u>をなくしていくことが必要だ。</p>	9. 典拠不明の主張 10. 每日新聞の造語	9N/A 10 直接
⑥ 2012 1006 M02	<p><u>1 社説:消費者事故調 安全守る体制作り急げ (10月6日付・毎日社説)</u></p> <p><u>2 製品や食品など消費者が身近な暮らしの中で遭遇する事故の再発防止のため、原因調査に当たる「消費者安全調査委員会」(消費者事故調)が1日、発足した。</u></p> <p><u>3 3日に開いた初会合で、東京電力福島第1原発事故で政府の事故調査・検証委員会委員長を務めた畠村洋太郎・東大名誉教授が委員長に選出された。4 広範な消費者事故を第三者の立場で調査する初めての専門機関だ。</u></p> <p><u>被害者の視点で、しっかりと役割を果たしてもらいたい。</u></p> <p><u>5 航空機事故や鉄道事故など国土交通省の運輸安全委員会が調査対象とする事故以外は全てが対象だ。6 電化製品による欠陥事故や食品による健康被害、エステのトラブル、エレベーターや立体駐車場、遊具など施設での事故などが想定される。</u></p> <p><u>7 これらの消費者事故の多くは警察が捜査に入るが、あくまで関係者の刑事責任追及が目的だ。</u></p> <p><u>8 同種の事故の再発を防ぐ観点からの調査も本来必要だったが、加害企業などの内部調査では客觀性に疑問符がつき限界があった。9 消費者事故の被害者がそうした矛盾を訴え続け、やっと事故調設置にこぎつけた。</u></p> <p><u>だが、10 改正消費者安全法の成立は8月で、準備期間が短かったこともあり、まだ具体的な事故調査に入れる体制はない。</u></p> <p><u>11 調査対象は畠村委員長ら7人の委員が合議で決めるが、現場調査や関係者からの聞き取りなどは、エンジニアなどから成る数十人規模の専門委員を指名し、事務局とともに担当させる。その実動部隊の選任が進んでいない。12 消費者庁は国会審議などで、公共性の高い年間100件程度の調査に取り組みたいとしてきた。ならば一刻も早く専門委員を決め、体制を整えるべきだ。</u></p> <p><u>調査の実効性についても懸念が残る。13 事故調には、業者に対して報告を求めたり、立ち入り調査や聞き取りなどの調査権限が与えられている。14 業者が立ち入りを</u></p>	<p>1. 消費者安全調査委員会問題 2. 委員会の発足 3. 委員長の人事 4. 出典不明の委員会の説明 5. 6. 出典不明の委員会の説明 7. 出典不明の委員会設置の背景 8. 9. 出典不明の委員会設置の背景 10. 出典不明の委員会設置の状況 11. 出典不明の委員会設置の状況 12. 出典不明の消費者庁の談話 13. 14. 出典不明の委員会設置の状況</p>	1N/A 2N/A 3N/A 4N/A 5N/A 6N/A 7N/A 8N/A 9N/A 10N/A 11N/A 12 直接 13N/A 14N/A

<p><u>拒んだり、虚偽の報告をしたりした場合は、30万円以下の罰金を科すことができる。</u>だが、悪質な業者が調査対象になった場合、これで十分なのか。</p> <p>15 調査に協力しない業者などを公表する規定もない。調査機関としての実効性を保つため、運用の実態も踏まえて見直しを検討すべきだ。</p> <p>16 事故調は初会合で、被害の規模や一定期間内での事故発生頻度など調査に入るか否かを判断する際に勘案する基準を示した。17 法改正前に起きた事故も対象だ。商品やサービスの内容が多様化した時代ゆえに、柔軟な姿勢で臨んでもらいたい。</p>	<p>15. 出典不明の委員会設置の状況 16. 17. 出典不明の委員会設置の状況</p>	<p>15N/A 16N/A 17N/A</p>
--	--	----------------------------------

以上、報道主体としての新聞社の外に生じている社会的事件、争点、動態、問題、紛争など（以下、「外的テクスト」とする）について、記事の中で報道すべき「事実」や「事件」として言語化されている部分を引用表現として見ると、社説の引用表現は、6つの社説のいずれもが、その時点で起きていた「外的テクスト」（社説①2012年秋の皇族維持に関する答申、②2012年秋の臨時国会開催をめぐる紛争、③2012年秋の民主党による党首会談拒否、④2012年秋の3.11大震災復興予算編成問題、⑤2012年春からの米軍新型輸送機オスプレイの日本配備問題、⑥2012年秋の消費者事故調査委員会設置）を引用し、それを論評することで、それぞれのテクストが成り立っている。こうした部分は、以下の図1のように、もしそれぞれ言説の外に志向されている社会的な「外的テクスト」の存在や内容が理解できなければ、報道としても論評としても理解できない部分であると同時に、それが「事実」であるかどうかが問われる部分である。

図1 社説テクストのマルチ・ジャンル的構造



コミュニケーション機能として、社説に代表されるようなメディア・テクストにおける「報道性」は、言語的非言語的「外的テクスト」を引用し言語化することで成り立つマルチ・ジャンル的構造を持っており、こうした構造によって初めて全体が社会的ジャンルとして機能するテクストと言えよう。引用は、異質な二種類のテクストを結合する表現機能によって、社説というジャンルを社会的に成り立たせている最も重要な位置を占めている。

サンプルから窺える社説テクストの引用の方法は大きくは二種類に分かれる。ひとつは以下の例のように直接引用（有標引用）の方法で、「と」などが現れたものと、「　」が使われたものである。

例 1

社説①-4 女性皇族が一般男性と結婚した後も皇室に残ることを可能とする女性宮家創設案について、「検討を進めるべきである」と明記した。

社説③-4 社説自公両党から「近いうち」の衆院解散の約束を果たすよう迫られる。

社説④-7 農林水産省は反捕鯨団体「シー・シェパード」への対策費（5億円）を支出した。8 調査捕鯨が妨げられると鯨肉が手に入らず、被災した宮城県石巻市周辺の缶詰工場などの再興が滞る、との理屈だ。

「　」の使い方には、社説①-4、社説③-4のような引用、社説④-7のような強調など各種の用法²⁰があるが、「報道性」の点から見てすべて「外的テクスト」に関係する場合は引用として扱う。同時に、文法上引用を示すとされる「と」の使い方も、従来の研究の作例にあったような「～と言う」等の形式以外に、社説①-4「～と明記した」、社説④-7「～との理屈だ」のように、後続する文節の品詞や形式は多様で、自在に引用が駆使されている。また、その引用された内容も、具体的に出典を明示できる社説①-4から、社説③-4、社説④-7のように外的テクストの出典を特定できない、主体不明の見解とも言える曖昧な内容にまで及んでいる。こうした引用内容の多様性あるいは曖昧性は新聞テクストの特異性とも言えるかもしれない。

²⁰ 新聞における各種括弧の用法は、中山悟・森田和宏・泓田正雄・青江順一（2010）「括弧表現の抽出・分類に関する研究」『言語処理学会第16回年次大会（NLP2010）発表論文集』言語処理学会参照。

もうひとつは、文法形式では引用とは言えない部分だが、図1のテクスト構造から考えて、以下の例のように様々な品詞、文型で社会的事件、争点、動態、問題、紛争などの外的テクストを取り込んでいる部分は、引用として理解する必要がある。紙数が尽きたので、詳細な検討は次稿で行いたいが、大きくは3種類の方法で行われている。

例 2

社説①-1 女性宮家案 皇室活動の安定へ議論深めよ（10月6日付・読売
社説標題）

社説①-2 皇室活動の安定性を確保するために、方向性を打ち出したこと
は一定の前進である。

社説①-3 政府は有識者のヒアリングを踏まえ、皇室制度に関する論点整理
を公表した。

読売新聞の例を挙げているが、他社の社説でも同じ用法が見られる。社説①-1「女性宮家案」は、普通名詞からなる連語ではなく2012年10月に出た政府答申の内容を指す固有名詞的用法で、ある時期という限定がなければその記事が書こうとしている意味には限定できない。3.2で見るよう、社説ではこうした用法が常用されている。これを、普通名詞の固有名詞化と呼ぶ。社説①-2は二重下線部「こと」が後接する前の部分が外的テクストの取り込みをしている部分であり、ここでは辞書的な普通名詞としての「皇室活動」ではなく固有名詞的な2012年10月の答申での「皇室活動」に対する見解を指している。こうした形式は普通名詞の固有名詞化のバリエーションとして文中での固有名詞化と呼ぶことができよう。第三の例は社説①-3のタイプで、「女性宮家案」という外的テクストの概要あるいは焦点を「皇室制度に関する論点整理」と総括的に名詞化して提示する方法である。これは概括名詞化と呼べよう。以上のような形式は、いずれも特定の時空に限定された報道性のあるテクスト性の中で、外的テクストを指示する普通名詞的表現を何らかの方法で固有名詞化させることにより、外的テクストとして理解するよう必要している点で共通している。これらを本論文での「無標引用」と

呼ぶことにする。

3.2 『読売』『朝日』『毎日』社説サンプルの引用表現の特徴

詳細は次稿に譲るが、社説の引用表現のうち、今までの文法研究では注目されていなかったジャンル的特徴と言える「無標引用」について目立つ特徴を最後に取り上げて考察を加える。

(1) 標題での引用表現

先に定義した「無標引用」の典型といえる普通名詞の固有名詞化は、社説の標題によく用いられている。

例 3

社説①-1 女性宮家案 皇室活動の安定へ議論深めよ（10月6日付・読

売社説標題）=2012年の政府ヒアリング結果での女性皇族の扱い

社説②-1 秋の臨時国会 先送りは政権の責任放棄だ（10月6日付・読

売社説標題）=2012年秋の臨時国会をめぐる野田政権の開会延期

状態

社説③-1 党首会談—首相、逃げてはダメだ（10月6日付・朝日社説標

題）=2012年秋の野田首相による党首会談合意の黙殺

社説④-1 復興予算—国会主導で検証せよ（10月6日付・朝日社説標題）

=2011年に執行された311大震災復興予算の官公庁による不正
使用問題と国会

社説⑤-1 本土と沖縄 内なる歴史問題（10月6日付・毎日社説標題）

=2012年9月のオスプレイ配備問題での沖縄県での反対運動と
その性格

社説⑥-1 消費者事故調 安全守る体制作り急げ（10月6日付・毎日社

説）=2012年10月に設立された消費者庁消費者安全調査委員会の設立
と課題

いずれも二重線部の名詞や文節は、こうしたある時空の社説テクストに置かれていなければ、たとえば社説①-1「女性宮家案=女性+宮家+案」のように、特定の時空の出来事を示さないただの普通名詞になってしまう。しかし、「2012年の政府ヒアリング結果での女性皇族の扱い」という2012年の特定の時空の中で固有性を持つ社会的事件、争点、動態、問題、紛争などの外的テクストと結合されることで、初めて具体的に「事実（事件）」を示す記号となる。つまり

り、ある時空の外的対象を示す報道性を持つ新聞記事では、特定の社会的事件、争点、動態、問題、紛争などについて記事がそれを報道すべき「事実」として扱っている部分に一般的な普通名詞等を使った表現が用いられているが、こうした普通名詞的表現は新聞テクストというジャンル性を持った文脈に置かれることで、特定の時空での言語外的な具体的対象を指し示す記号として固有名詞性を帯び、その点で特定の時空の対象に限定されたニュース性を持つようになる。こうしたニュース性を帯びている表現は、特定の具体的で社会的な対象を外的テクストとして指示しているものと読むことを読者に要求し、また読者もこれら普通名詞等を使った表現を一般的言語表現でなく、特定の時空の中で固有性を持つ社会的事件、争点、動態、問題、紛争などの外的テクストへの指示を示す表現であると受容する点で、言語形式上は区別できなくても、地の文ではない異種のテクストを示す引用表現ということができる。

(2) 「無標引用」の多様

今回サンプルに取り上げた、3社6本の社説の引用表現を直接引用と「無標引用」に分けると、以下のような結果になった。

表2 3社の社説の引用表現内訳

新聞社	全引用表現	直接引用（有標引用）	「無標引用」
読売	36	14 (38.9%)	22 (61.1%)
朝日	33	8 (24.2%)	25 (75.8%)
毎日	27	6 (22.2%)	21 (77.8%)

まったく相互に無関係な各新聞社のデータであるが、以上の分析結果は、直接引用（有標引用）と「無標引用」の形式が、相互に独立した新聞社の相違を超えて存在していること、つまり、「報道性」を持つ社説テクストの引用表現の特徴は、表現ジャンルとして直接引用と「無標引用」の同時使用にあることが分かる。

社説①-3 政府は有識者のヒアリングを踏まえ、皇室制度に関する論点整理を公表した。⁴ 女性皇族が一般男性と結婚した後も皇室に

残ることを可能とする女性宮家創設案について、「検討を進めるべきである」と明記した。(10月6日付・読売社説)

社説③-5 折しも、田中慶秋法相に外国人からの違法献金問題が発覚した。6 自民党は臨時国会で厳しく追及する構えだ。

7 「そんな臨時国会なら開く必要はない」。8 民主党にはそんな声すらある。(10月6日付・朝日社説)

社説⑤-3 配備反対の声を無視された沖縄では日本という国そのものへの不信が広がりつつある。その怒りの意味を認識しなければ、本土と沖縄の溝はこの先もっと深まるだろう。

4 ついに配備が始まりそうだという先月末、地元紙・琉球新報の社説は「沖縄は植民地ではない」と見出しに掲げた。(10月6日付・毎日社説)

下線部の「無標引用」の部分は、内容の根拠となる社会的資料を探することは難しくない。典拠の明確不明確と信頼性の程度は別にして、これらは広く社会的事象を取り込む、あるいは写すことで初めて具体的なニュースを指し、有意味な言説となる部分であり、しかもそれが事実かどうか根拠があるのかどうかが報道として問われる部分である。一方、波線部分の「と」や「」を使って示されている直接引用の部分は、発言または文書の言葉として引用された形をとった、今まで文法で扱われてきた有標引用であるが、これらはいずれもそれに先行する下線部の「無標引用」の内容を裏付ける証拠やそれに対する意見として提示されるスタイルを探っている。

このように新聞というジャンルのテクストでは、引用表現が「無標引用（事実提示）」+「有標引用（証拠・意見提示）」という組み合わせで用いられている点に特徴がある。しかし、いずれの引用表現も「報道性」という点から見れば、言語外的事実としての外的テクストという典拠が不可欠で、その外的事実という典拠が事実として確認できなければ、固有名詞性を持ち得ず、その点で「報道（ニュース）性」を損なう部分である。

今回、サンプルから見出した引用表現の特徴は、新聞での報道記事、解説記事やコラム、投書、意見記事はもちろん、その他、広く社会的に流通している批評、評論、論文、報告等の文章や、あるいは

はテレビニュースや報道番組、解説番組、ドキュメンタリー、歴史番組等などの放送メディアコンテンツにも共通していると考えられる。こうしたメディア・テクストは、言語的テクストであれ、非言語的テクストであれ特定の時空での社会的事件、争点、動態、問題、紛争など、その存在が信憑される外的テクストを引用によって取り込む表現ジャンルとして社会的に受容され、その点で事実に対する「報道性」を帶びており、そのジャンルの特性となる外的テクストの多様な引用が最も重要な問題になるテクストと言えよう。

日本語教育では、こうした引用を的確に読みとらないと、記事が指示を要求する特定の社会的事件、争点、動態、問題、紛争などについて、記事が報道すべき「事実」として扱っている部分と、それについての「意見」を書いている部分とを判別することが出来ない。また、直接引用の部分だけでなく「無標引用」の部分も検証や確認の必要があることを示さなければ、記事の書いている特定の社会的事件、争点、動態、問題、紛争などについての新聞社の主張を確認することは難しい。今回、新聞のジャンル特性とした「報道性」は、ただ新聞やテレビのようなマスメディアだけで問題になるジャンル特性ではなく、実は「事実を伝える」点で広く社会的に流通しているほとんどのテクストに関わる問題であり、こうした点から日本語教育の教材を見直していくことは非常に重要と言えよう。

こうした引用部分の特徴については、さらに言語形式の整理や表現的特徴の考察が必要であり、外的テクストを指示する範囲についても検討が必要である。引用にこうした整理を行うことで日本語教育の作文教育やアカデミックジャパンズへの応用も可能なると考えられるが、すでに紙数も尽きたので、すべて今後の課題とする。

4. おわりに

社説の引用表現には、文法論的引用で検討されてきた直接（有標）引用と同時に、ジャンル特徴と言える「報道性」によって文法論的引用とは違うレベルで生まれる、本論文で定義した「無標引用」と

があり、新聞テクストの重要表現となっている。サンプル調査ではあるが、新聞の社説には「報道性」により生まれる引用表現が多用され、それはテクストの社会的ジャンル特性を規定する性格を帶びていることが分かった。新聞の引用表現の特徴は、従来の文法論では引用とは見なしえない「無標引用」表現が多出している点にある。そして、同時に文法論的有標引用と結合されて、「無標引用」がテクストでの表現意図の伝達構造上、重要な機能を持って各新聞社で用いられていると考えられる。これは、野田尚史（2012）が述べているように、「言語構造重視から言語運用重視へ」「単一的な研究方法から複合的な研究方法へ」という考察対象と考察方法の拡大の中で初めて見えてくる表現の特徴である。こうした特定ジャンルのテクストに見られる言語運用から生じている引用表現は、そのテクストのジャンル特性を考えなければ、構造として見出しえない表現なのである。構文論、文法論の概念を、ジャンル性を明確に持ったテクストでの言語運用の面から見直すことは、今後の日本語学の大きな課題領域と言えよう。

こうした言語のジャンル性に基づいたテクスト研究は、今回その一端に触れたに過ぎないが、今までの文法論の文内部での考察では見出せない特徴をジャンル中のテクストが持っている点で、日本語教育においても、ジャンルにおいて生じるテクストの特徴を的確に捉えて指導をおこなう必要がある。こうした探究の可能性は多様であり、日本語教育上も非常に重要な意義を持っていると言えるであろう。今後も、ジャンル性の中で見出されるテクスト的な表現の特徴と機能の考察を進めていきたい。

本研究は2012年12月に台湾日語教育学会「2012年日語教育国際学術研討会」で発表した内容を加筆訂正したもので、101年度国科会専題研究101-2410-H-032-070による研究成果の一部分である。

資料

- 2012年10月6日読売新聞社社説：「女性宮家案 皇室活動の安定へ議論深めよ」
「秋の臨時国会 先送りは政権の責任放棄だ」
- 2012年10月6日朝日新聞社社説：「党首会談一首相、逃げてはダメだ」
「復興予算一国会主導で検証せよ」

2012年10月6日毎日新聞社社説：「社説：視点・本土と沖縄 内なる歴史問題＝小松浩」

「社説：消費者事故調 安全守る体制作り急げ」

参考文献

- 一般社団法人・日本新聞協会（2000）「新聞倫理綱領」
科学技術情報流通技術基準(2011)「SIST 科学技術情報流通技術基準」
http://sti.jst.go.jp/sist/d_download/index.html(2013年7月25日閲覧)
鎌田修（2000）『日本語の引用』ひつじ書房
(公社)著作権情報センター<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>
(2013年7月25日閲覧)
国文学：解釈と鑑賞(2008)「みなおされる文法論（特集=日本語文法の現在）」『国文学：解釈と鑑賞』73-1
(財)国際交流基金（2009）「新聞・雑誌から見る現代日本」
<http://www.jpf.go.jp/j/japanese/survey/tsushin/newspaper/backnumber.html>(2013年7月31日閲覧)
ジュリア・クリステヴァ／原田邦夫訳（1983）『記号の解体学—セメイオチケ1』せりか書房
砂川有里子（1987）「引用文の構造と機能：引用文の3つの類型について」『文藝言語研究. 言語篇』13
砂川有里子（1988）「引用文の構造と機能(その2)：引用句と名詞句をめぐって」『文藝言語研究. 言語篇』14
中橋雄（2005）「メディア・リテラシー研究の動向と課題」『福山大学人間文化学部紀要』5
中山悟・森田和宏・泓田正雄・青江順一（2010）「括弧表現の抽出・分類に関する研究」『言語処理学会第16回年次大会(NLP2010)発表論文集』言語処理学会
日本民間放送連盟・日本放送協会（1996）「放送倫理基本綱領」
野田尚史（2012）「総説」「特集 2010年・2011年における日本語学界の展望」『日本語学』8-3
ノーマン・フェアクラフ／日本メディア英語学会メディア英語談話分析研究分科会（2003／2012）『ディスコースを分析する—社会研究のためのテクスト分析』くろしお出版
馬場康維・村田年（2013）『テキストにおける語彙の分布と文章構造成果報告書』国立国語研究所
藤田節子（2006）「国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析：参照文献の記述、著作権を中心として（I）（II）」『情報管理』48-10, 11
藤田保幸（2000）『国語引用構文の研究』和泉書院
「平成22年（ネ）第10052号損害賠償請求控訴事件」
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014105317.pdf>(2013年7月31日閲覧)
松木正恵(2001)「引用と話法に関する覚書」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第3分冊』47
松木正恵(2002)「新たな「話法」観を求めて」『国語学研究と資料』25
深山道助（2011）「APU日本語上級学習者に対するメディア利用に関する意識調査報告」『Polyglossia』20 アジア太平洋立命館大学研究センター
泉子・K・メイナード（2008）『マルチジャンル談話論—間ジャンル性と意味の創造』くろしお出版
山崎誠・内山清子・江田すみれ・小森理・清水まさ子・高崎みどり・馬場俊臣・山田利博（2000）「文学としてのマンガ(5)：「引用」について」『宮崎大学教育文化学部紀要-人文科学』3
辛森軍也（2011）「マンガ画像の引用に関する著作権法的考察」『専修国文』89

ロラン・バルト／花輪光訳（1979/1988）『物語の構造分析』みすず書房
渡邊誠（2013）「臨床心理学における事例研究の役割に関する考察」『北海道大學院教育学研究院紀要』118

References

- Fujita,S. (2006) Kokunai kagakugijyutsukei gakkaishi no toukoukiteino bunseki: Sanshobunken no kijyutsu, chisakuken wo chushintoshite. I , II .*Jyohokanri*, Vol.48, No.10,11.
- Fujita,Y. (2000) *Kokugo inyokoubun no kenkyu*. Izumi shoin,Japan.
- Fukayama,M. (2011) APU nihongojyokyushani taisuru medhiariyonikansuru ishikichosahoukoku. *Polyglossia*, Vol.20, Ajiataiheyo ritsumeikandaigaku kenkyusentaa.
- Julia, Kristeva(1969) *Semeiotike: Recherches pour une sémanalyse*. Seuil, Paris.(Trs.)Harada,K. (1983) *Kigo no kaitaigaku: Semeiotike 1*. Serika shobo, Japan.
- Kamata,O. (2000) *Nihongo no Inyo*. Hitsuji Shobo, Japan.
- Kokubungaku: Kaishaku to Kansho(Eds.) (2008) Minaosareru Bunporon:Tokushu Nihongo Bunpo no Genzai. *Kokubungaku: Kaishaku to Kansho*, Vol.73, No.1.
- Matsuki,M.(2001)Inyo to wahonikansuru oboegaki.*Wasedadaigakudaigakuin bungakukenkukyakkyo* 3,Vol.47.
- Matsuki,M.(2002)Aratana “waho”kan wo motomete. *Kokugogaku kenkyu to shiryo*, Vol.25.
- Nakahashi,Y. (2005) Mediariterashi kenkyuno doukou to kadai.*Fukuyamadaigaku Ningenbunkagakubukiyo*, Vol.5.
- Nakayama,S.,Morita,K.,Hirotta,M.,Aoe,J. (2010) Kakkohyogen no chusyutsu bunruunikansurukenkyu.*Gengoshorigakkai 16kai Nenjitaikai(NLP2010)happyorobunshu.Gengoshorigakkai*.
- Noda,H. (2012) Sosetsu:Tokushu2010nen,2011nenniokeru Nihongogakkaino tenbo.*Nihongogaku*, Vol.8, No.3
- Norman, Fairclough (2003). *Analysing Discourse: Textual Analysis for Social Research*. Routledge, London.(Trs.)Nihonmedia eigogakkai medhiaeigodanwabunseki kenkyubunkakai (2012) *Disukosu wo Bunsekisuru: Syakaikenkyu no tameno tekusutobunseki*. Kuroshio syuppan, Japan.
- Roland, Barthes(1966)Introduction à l'analyse structurale des récits. *Communications*, Vol.8,pp. 1-27.(Trs.)Hanawa, M. (1979/1988) *Monogatari no Kozobunseki*. Misuzu shobo, Japan.
- Senko,K.M. (2008) *Maruchijyanru danwaron: Kanjanrusei to imino sozo*. Kuroshio syuppan,Japan.
- Sunagawa,A. (1987) Inyobun no kouzou to kinou: Inyobun no mittsuno ruikeinitsuite.*Bungeigengokenkyu:Gengohen*, Vol.13.
- Sunagawa,A. (1988) Inyobun no kouzou to kinou2: Inyouku to meishikuwomegutte *Bungeigengokenkyu:Gengohen*, Vol.14.
- Watanabe,M. (2013) Rinshoshinrigaku ni okeru jireikenkyu no yakuwarinikansuru kosatsu.*Hokaidodaigaku daigakuin kyoikugakukkenkyuin kiyo*, Vol.11.
- Yamada,T. (2000) Bungaku toshitenno manga 5:”Inyo” ni tsuite. *Miyazakidaigaku kyoikugakubunkagakubu kiyo:Jinbunkagaku*, Vol.3.
- Yamazaki,M.,Uchiyama,K.,Goda,S.,Komori,S.,Shimizu,M,Tasaki,M.,Baba,T.,Baba, Y.,Murata,T. (2013) *Tekisutoniokeru gionobunpu to bunshokouzou seikahoukokusho*. Kokuritsu kokugo kenkyusho.
- Yukimori,G. (2011) Mangagazo no inyonikansuru chosakukenhoteki kosatsu. *Senshukokubun*, Vol.89.

※2013年8月31日受理 2013年10月26日審査通過